

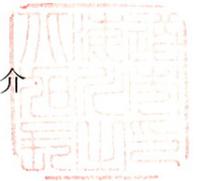
旭川市告示第741号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面等は、旭川市環境部環境指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年11月24日

旭川市長 今津寛介



- 1 指定する区域の所在地
旭川市大町1条6丁目14番122、14番123の一部及び14番357（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

（担当）

環境部環境指導課水・大気環境係

電話 25-6369